

法教育研究会第14回会議議事録

日 時 平成16年8月24日(火)
午後2時～午後4時
場 所 法務省大会議室

午後2時 開会

土井座長 それでは、まだお見えになっておられない委員もおられるようですが、所定の時刻になりましたので、法教育研究会の第14回会議を開会させていただきます。
まず最初に、本日の配付資料の確認を、事務局の方からお願いいたします。

大場参事官 それでは、資料の関係ですが、資料1として「法教育ワークショップ2004」、資料2として「法律講座ワークショップ」と題したプリント、資料3として「学校へ行こう2」という冊子、資料4として「日本司法支援センター関係資料」という1枚紙、資料5として、第12回の会議の議事録になっています。

この資料1の「法教育ワークショップ2004」ですが、8月5日と6日に福井弁護士会主催で行われました法教育の取り組みについての報告書です。内容につきましては、本日の会議の中で鈴木委員から御説明があると思います。

資料2につきましては、8月18日に大阪で行われました司法書士会のワークショップについての資料です。内容につきましては、本日の会議の中で高橋委員の方から御説明があると思います。

資料3は、日本司法書士会連合会作成の「学校へ行こう2」です。法教育研究会の第2回に日本司法書士会連合会の取組みを御紹介いただいた際に、「学校へ行こう」という、この前のバージョンの冊子をお配りいたしましたけれども、最新版を日本司法書士会連合会からいただきましたので、この機会にお配りいたします。

資料4ですが、これは、第159回通常国会で成立いたしました総合法律支援法に基づいて設立される日本司法支援センターの資料でありまして、内容につきましては、本日の会議の中で西山委員から説明があると思います。

資料5は、第12回法教育研究会の議事録になります。

以上が配付資料の説明でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日のテーマは、法教育を普及させていくための取組みについてでございます。

法教育を普及させるための取組みにつきましては、大きく分けて2つの点を検討い

たしたいと思います。

まず最初に、この研究会で、我が国における法教育の在り方について、これまで行ってきた議論の取りまとめを行い、また、法教育の内容を具体化させるために、試験的に4つの教材を作成していただいているわけですが、こうした取りまとめの報告や教材例を、教育関係者や法律関係者を中心として、できるだけ多くの方々に知っていただくという、比較的短期的な取組みがあらうかと思えます。

もう一つは、将来的に見て、我が国の学校教育を中心として法教育を普及、定着させていくという、かなり長期的な取組みがあらうかと思われまます。この2点について、本日は議論をしていただきたいと思います。

そこで、まず最初に、短期的な取組みについて、現在、本研究会を主催されている法務省として、どのようなことをお考えか、お聞かせいただければと思えます。

大場参事官 法務省では、この法教育研究会を主催している立場から、ここで検討されました法教育の在り方あるいは作成された教材例につきまして、広く教育関係者や法律実務家に知っていただくために、今後、積極的に研究会の成果を広報していきたいと考えております。

それで、短期的なものということでございますので、その第一歩といたしましては、法教育のシンポジウムを開催するということを考えております。関係機関の御協力を得ながら、本年の11月21日、日曜日に中央区築地の浜離宮朝日ホールにおきまして、「未来を拓く法教育」というタイトルで、シンポジウムを開催したいと考えております。

詳細のプログラムというのは、まだ決まっていないわけですが、今、構想として考えているものとして、教材例のうち私法グループと司法グループの教材を取り上げまして、「契約ってなんだろう」とか、あるいは「裁判を考えてみよう」といった形で授業の内容、実際の授業の様子を御紹介したり、法律実務家や教育関係者、有識者などによるパネルディスカッションというのも予定しております。

予定しておりますこのシンポジウムが法務省にとっては第一歩というところでございますけれども、現状で、まだまだ「法教育」という言葉が知られていないということを考えますと、こういったシンポジウムを契機といたしまして、幅広く広報していくことが大事ではないかと思っておりますので、委員の先生方におかれましても、ど

うか御協力のほどをよろしくお願ひしたいと考えているところでございます。

土井座長 どうもありがとうございます。

ただいま事務局の方から御紹介いただきましたシンポジウムの案につきまして、何か御意見、御質問等があればお出しただければと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。11月21日ということですので、どうかよろしくお願ひいたします。

今、事務局の方からもお話がありましたように、そもそも法教育というものの存在あるいはその内容について学校の先生方に広く知っていただくということが、今後の法教育を普及させていくためにも非常に重要なことではないかと考えておりますが、この点につきまして、教育を所管されておられる文部科学省の方で何か、お考えはあるのでしょうか。

大杉委員 文科省におきましては、本研究会で報告書が公表されましたら、法務省とよく相談させていただきながら、まず各都道府県及び指定都市教育委員会に成果が取りまとめられたという旨を連絡したいと思ひます。

また、教育関係者が集まる諸会議等様々な機会を通じて報告書を配布したり、具体的に説明したりするなどして、本研究会の成果が、教育委員会や学校に広く普及するように努めて参りたいと考えています。

土井座長 どうもありがとうございます。

以前から意見として出ておりますように、このような機会を通じて学校の先生方に広く法教育の存在を知っていただくということが非常に重要なことだと思ひますので、是非、そのような取組みを行っていただければと思ひます。

また、この点については研究会の中でも御指摘がありましたように、あまり上からの押しつけということのないように、できるだけ自主性を尊重しながらも、しかし良いものは、できる限り広く広げるというスタンスで、是非、取り組んでいただければと思ひます。

ただいまの大杉委員の御発言につきまして、文部科学省の吉富教育官の方から、何か補足されることはございませうでしょうか。

吉富教育官 大杉委員から申しあげましたとおりですが、直近では10月の下旬から関係者の会議もありますので、早速そういう場を活用しまして、普及に努力してまいりたいと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

今の点がシンポジウムあるいは文科省の方での周知の方法等、我々の検討結果を短期的に広く知っていただくための方策ということだろうかと思います。

次に、法教育を普及させるためのより長期的な取組みについて議論をしていきたいと思えます。

今後、法教育は、学校教育を中心に定着を進めていくことになるものと考えておりますが、まず学校の先生のお立場から見て、一体、どういう環境を整えれば法教育の実践に、各現場の教員の先生方が取り組みやすくなるとお考えかという点について御意見を賜ればと思えます。

それでは、まず館委員の方から、よろしく願いいたします。

館委員 一つは、教育現場には消費者教育を初めとして、エネルギー教育とか環境教育といったものがどんどん入ってきます。特に社会科はそういうものが多く、なかでも公民的分野が一番多いのかなというふうに思っておりますが、そういった「教育」に対して、現場の先生方もそれなりにその意義を感じてはいるわけですが、自分たちが直面している授業にどう取り入れていったらいいのかということが分かりにくいし、難しいと思っているのではないのでしょうか。ですから、いわゆる日常の授業において、この内容をこう工夫すれば法教育の趣旨というものがしっかりと踏まえることができるのだというようなことを、ペーパーというものも一方では必要だと思えますが、それだけではなく、是非、人から人へという形、研修会などの場、その他の講習会とか、先ほど言ったようなシンポジウムもそうだと思いますけれども、そういう人から人への説明の機会があると、より充実した内容が伝わっていくのではないかと強く思っています。

土井座長 どうもありがとうございます。

続きまして、永野委員の方から。

永野委員 大きく分けて三つあります。

一つは、教員自身に法的な知識がないから法教育に対して非常に躊躇がある。

もう一つは、法教育というのは一体何なのだというのがよく分からない。

三つ目は、現行の教科書を使ったり、それから社会の動きを見ていますと、「裁判員制度の授業をやらなくてはいけないのか」というように、ちょっとずれがあるというのがあります。

一つめの、法的な知識がないから法教育ができないというのは、必ずしも法学の知識がある社会科の教員ばかりではないので、「法教育」という言葉を初めて聞くと、まず「裁判員制度も実施されるから、何か法律の勉強をするのか」とか「自分に法的な知識がないのに法教育をするってどういうことなのか」とか、圧倒的に知識が足りないのに授業をすると、基本的に授業は崩壊するわけですから、実態を考えると、学級崩壊を経験してきている子供たちもいるなかで、なかなかそういうリスクはとれなくなります。

どういふことがあると乗り越えられるかといったときに、先ほど館委員からも御指摘がありましたように、学習指導案のサンプル提示、誰でも、特に社会科以外の先生でもできる学習指導案の提示というのがあります。特に、よく出るだろう生徒の質問想定集などがついてると大変やりやすいのではないかというのがあります。

もう一つは、実際に授業をしてみたときに、想定しなかった質問がたくさん出てきた場合、教員用の「お助け法律相談室」のような法律家のホームページがあると、大変取りかかりやすくなるのではないかというのがあります。

もう一つは、社会科以外の先生でも、これを読むと理解が深まる、特に法教育関係の「初心者入門書リスト一覧」というのがあると、非常に理解が深まるかなと思います。例えば、私法教材部会の場合は、弁護士の先生から『民法のすすめ 星野英一 岩波新書』という1冊が紹介されまして、この本から参考文献をたどることで非常に理解を深めることができました。

もう一つは、教員なら最低限目を通す学習指導要領とその解説書とか、教科書とその解説書等で法教育を端的に説明する文に、基本的にはあまりお目にかからないというのがあります。

そうしますと、できれば法教育を端的に説明する文というのが、該当する教科書単元の地の文の中に入る、又は学習指導要領に何かしら書かれるというふうになると理解が早まるかなと思います。

もう一つは、生徒ではなくて、現職教員が法教育の模擬授業を体験する場が設定されるといいと思います。そのときには時間・場所・具体的な教材例の使い方までを保障した研修が必要で、法律家から、事例提示や授業そのままの模擬授業を受けるとか、模擬裁判を現職教員に体験してもらおうプログラムが、都道府県主催の「現職教員研修リスト」に掲載されますと、特に夏季など、集中して多くの先生がそこに参加できると思います。

もう一つは、教科書中心の授業をする場面、例えば時間講師であるとか、教科以外の先生がやらざるを得ない場合などもありますので、教科書中心に展開する授業ということも非常に重要になります。そのときに、現行の教科書では統治機構の説明重視になりがちであるということがあります。また、何か新しいことをやらなければいけないということを想定している社会科の教員は裁判員制度の授業を考えています。いずれ教科書に裁判員制度が太字記述されるだろう、高校入試にも三審制度並みにこの用語が出るだろう、だから絶対教えなければいけないなということは感じています。でも、自分が説明するには圧倒的に法律的な知識がないので、見開き2ページのコラムや欄外に書かれた解説を読ませておしまいにしてしまおうかなみたいなところがあると思います。

そこで、学習指導要領や、その解説書、総合学習の、例えば事例などに法教育又はその基本概念が記述されると教科書の構成や太字の記述部分が随分変わりますので、そうしますと、教科書の解説書に学習指導案のサンプルが載りますので、そこに原典リスト一覧や初心者向けの出典の一覧や「お助け相談室」などの連絡先の一覧が記載されると随分広まるのではないかと思います。

教科書が変わりますと、基本的に授業案が変わって、当然ですが学力調査問題も変わります。生徒は高校入試や定期考査の前には、教科書と問題集、参考書を使いますので、やはりそれらが変わっていくというのがあります。

さらに、生徒の保護者も、やはり定期考査前には教科書を見ることがあるので、学習指導要領又はその解説書等に「法教育」の三文字又は基本概念のようなものが、このような形で入っているのだということが分かるようになると、随分後押しができる

のではないかと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

非常に重要な点を幾つか挙げていただいております。法教育の内容そのもの、詳しく説明すれば、恐らく重要であるということは多くの先生方は分かっていたのだろうけれども、法教育に必要な法的知識を、やはり現場の先生方は十分に持つておられるわけではないと。十分に知らないものを教えるというのは非常に不安なのだという御発言はそのとおりだろうというふうに思います。その点で、重要になってくるだろうと思いますが、学校の先生方と法教育関係の先生方と法律実務家あるいは法律学者含めてですが、どういう形で連携をしていくのかということが重要な点になるのではないだろうかというふうに思います。

そこで、この点について法律実務家の先生方がどのようにお考えかということをお伺いしたいと思います。

まず最初に、弁護士会の方では既に多くの法教育の実践を積み重ねておられますし、また前回、福井弁護士会の野坂弁護士からも御紹介がありましたように、現場の教員の先生との意見交換の場を持たれるなど、新たな取組みもされているということのようですので、そのような実例を踏まえて鈴木委員の方からこの点のお考えを聞かせていただければと思います。

鈴木委員 私の方から、まず弁護士会がどのようなことを、今、考えてやっているかということをお話ししたいと思います。日本弁護士連合会発行の「自由と正義」の特集号で、我々の日弁連の委員会の委員長の方で書いたものがありますので、是非一度お読みいただければと思っております。

今、弁護士会の方では、学校の先生方に法教育にとにかく触れていただきたいということで、弁護士が学校に赴いて授業をすることを増やしていこうという活動をやっています。そんな中で、弁護士が行く場合にどういう教材を持っていけばいいのかということが発端だったわけですが、教材を何らか作った方がいいだろうということで、教材作成を行ってきております。

今日、お手元に福井弁護士会の「法教育ワークショップ2004」というのが配付されておりますが、この中にも幾つか教材の例が資料集として入っております。後藤

弁護士が以前御説明したような童話を使ったものであるとか、それからいわゆるアメリカのCCEというところが出している「わたしたちと法」をこちら側で翻訳したようなものを作っております。

中を御覧いただくとチェックリスト，ワークシートといったものまで，あるいは「授業はこうやったらいいんじゃないか」というようなものまで弁護士なりに作成しておりますので御覧いただければと思っております。

そして，こういうものを作る中で，我々の方でもう一つ考えてきているのは教員の方々への研修というものが何らかできないかということで，教員向けのセミナーを先日，日弁連でも行いましたし，この福井弁護士会は「法教育ミニフォーラム」という形で教育委員会等と一緒にやっております。僕自身，福井のには参加していないので丸山部付や橋本委員の方から少し補足があればしていただければと思います。

日弁連の方では，先日，教員向けのものを行ったのですけれども，かなり辛辣な意見が出されました。こちら側として準備がどうだったのかというのがあるのですが，そもそも授業を担当した弁護士が初めてという人に無理やりというか，頼んだものですから，慣れない中で手探りでやったという授業を見ていただいて，むしろ教師の方々からは「もっとこうやった方がいいんじゃないか」というような意見がかなり出されました。それはそれで，私どもも非常に勉強になったのでよかったのですけれども，そういう機会を持てたこと自体が非常に，我々としてはよかったと思っておりますし，先生方もよろしかったのではないしょうか。

さらに，夏休みということで，生徒さんたちには公募で来ていただきました。それも中学3年生に特定をせずに，中学1年生から，中学生全般ということで呼びました。ところが，やってみると，中学1年だから，学年がどうだからということではなく，そのグループごとに議論が活発にある程度行われていました。感想文を見ても「こんな授業はこれまで受けたことがなかった」というような感想も結構ありましたし「学校でやってくれればいい」という意見もありました。もちろん，中には「弁護士に会えてうれしい」というような感想だけを述べているものもあるわけですが，そういうことも含めて何らかの刺激にはなっているのかなと思っております。

ここからが弁護士会としての今後の動き方なのですけれども，今，弁護士会では全国各地で法教育が実施される場合に備えて，各地で受け皿となる組織を確立させようということで，単位会，ブロックの弁護士会及び連合会の方に呼びかけております。

茨城県，札幌，仙台，横浜，福井，名古屋，大阪では既にそのような組織ができております。東京は，東京弁護士会と第一東京弁護士会で，模擬裁判を中心としてですけれども，既にかかなりの年数，取り組んでできております。こういったところにも法教育を担っていただけるように働きかけていくつもりであります。

また，関東弁護士連合会は，茨城で，筑波で始まったということもありまして，法教育委員会を設置するなど，非常に力を入れて行っております。

こういった取組みをすることで，全国の弁護士会に，先ほど永野委員の方からありましたが，法教育を担っている先生方がこういうことで相談したいというときに，弁護士会に連絡を取れば，その弁護士が相談に乗るといようなことができるのではないかと考えています。

また，法教育情報センター的な役割を，日弁連が何らか充実させることもできるのではないか。教員の方たちが閲覧できるようなホームページを作るとか，そこで双方向のことが何かできるかもしれませんし，あるいはもう少し双方向を重視したメーリングリストの作成であるとか，そのようなことで弁護士と教員と双方が法教育実施に当たっての支援を相互に行っていくということが何らか行えればというふうに思っています。

このような中で，弁護士会として現在やっている中での悩みとして，特に学校に普及させるための悩みですけれども，学校とのルートをいかに作るかということが一つあります。

それから，学校と直接やりとりすることのほか，もう少し上のレベル，教育委員会などと，どういうふうにルートを作っていくのか。法教育の話を持っていったときに受けていただけるのかというように悩むことがあります。

もう一つは，現場の先生方にどのように関心を持っていただくか。先ほど，大杉委員の方からいろいろな会議等でもそういうのは報告して関心を持っていただけるようにするのだというお話がありましたので，是非それは進めていただければというふうに思っております。

概略は，そのようなところであります。

土井座長 どうもありがとうございました。

今の鈴木委員の中でも御発言がありましたけれども，福井の件について，橋本委員

の方で何か補足があればお願いします。

橋本委員 配られた資料なのですが、「ジュニア・ロースクール福井2004」の2ページを御参照いただければと思うのですが、法教育のミニフォーラムの中で、特に先生方から出てきた意見として非常に興味深い意見がありました。これは、2ページでいうと下から7行目、8行目あたりからの文になるのですが、これまでの、いわゆる「法教育」の内容を社会科教育の枠内だけにとどめておくのではなくて、いわゆる「道徳」というほかの科目との連携、ここまではよく出てくるのですが、「生徒会活動」で、是非、法教育をやったらどうだという意見が出てきました。これは、中学校の校長先生から出てきた意見だったのですが、法教育の中学校への導入を考える上で一つの視点になると思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

鈴木委員の御発言にもありました弁護士会のセミナーには私も出席させていただいたのですが、法というものもそうですし、教育というものも基本的にはやはり人間関係の問題で、法曹がやるアドホックなというか、単発でやるセミナーのようなものの中でどういうことができるかということ、やはり学校教育で継続的な人間関係にある先生と生徒の関係、あるいは生徒同士の関係の中で取り組んでいったときにどういうことまでができるのかというのは、やはりかなり違うものがあるのだろうなという気がします。そういう意味では、法曹としてやれることということと、学校を中心にしてやっていただけることというのはかなり違うものがあるのではないかと思いますので、うまく関係が調整できればいいのではないかなという印象を受けました。

それでは次に、司法書士会の方でも同様に新しい実践を積み重ねておられるということですので、その状況を御報告いただくとともに、法律実務家の支援について、どのようなお考えかという点について、高橋委員の方から御発言をいただければと思います。

高橋委員 まず、今日配付させていただきました「学校へ行こう2」にさまざまな取り組みがありますので、御参考にお読みいただきたいと思います。

この中では、各地での取り組みであるとか、講師に立った司法書士の感想、それから

受けて側の子どもさんたちの感想，それから実際に学校の先生たちが我々の授業を見ての感想といった様々なものが入っています。

それから，今まで司法書士は消費者教育を中心にやってきましたけれども，今後の更なる広がりという意味で，ほかの分野での活動の紹介もありますので，是非，御覧いただきたいと思います。

司法書士会の方では，第2回会議のプレゼンのときにもお話したように，大体全国の単位会の8割以上，都道府県の8割以上で消費者教育を中心にやっております。去年の実績でいくと，高校が中心ですけれども，450校ぐらい。生徒さんの数を数えると5万人ぐらいの方々の前で司法書士が話をしています。

消費者教育という，私法の分野の中でもちょっと狭い分野になるかもしれませんが，消費者教育を通じてでも，例えば契約の基本的な考え方であるとか，社会の中のルールであるとか，それから司法制度であるとか，法教育で必要とされる要素は十分に入れた形で消費者教育は普及できるのではないかと考えています。というのは，私もこの法教育研究会に参加させていただいていろいろな議論をして，先生方から聞いたお話を伝えながら，そういった考え方の消費者教育が必要ではないかということで全国に訴え続けております。ですから，そういった意味で，法教育の視点に基づいた消費者教育を，我々，司法書士はこれから全国展開していくということで考えていきたいと思っております。

それから，この前，永野委員が私法の模擬授業をやられたときに非常に感じたのですけれども，やはり教室の中での運営というか，教室の中はどうしても先生が主役だなと非常に強く感じまして，私たちも生徒さんの前で話すときに，なかなか自分たちが伝えたいことがうまく伝えられない。これは，やはり教師，先生たちはプロだなというのを非常に感じましたので，そういう意味ではいろいろな形の協同・連携というものを今後，模索していかないといけないなと思っております。

配付した「学校へ行こう2」の中にも先生方の感想の中で，「教師がすべきこと，司法書士がすべきことを明確にきなさい」という感想があったり，「司法書士は話のプロじゃないんだからうまく話そうとするな」，「外部講師の魅力は，本物に触れる魅力だ」というようなことで御指摘もいただいておりますので，きちんとした役割分担をして，学校の外から中の先生たちと連携ができればいいなと思っております。

実は，この連携の試験的な形で，大阪司法書士会の方で先生方と協同で教材を作っ

たり協同で授業を作ったりという活動をしております。今日は大阪司法書士会の小牧司法書士が来ておりますので、若干、御報告をさせていただきたいと思っております。

小牧司法書士 お手元の資料で8月18日の法律講座ワークショップの資料がついていると思うのですが、ちょっと順番が逆になっていまして、資料3の開催報告がメインでして、その別紙として資料4の「ワークショップ模擬授業の概要」というのと、その模擬授業の際に、最後に示された資料として、資料1、2となります。

この報告の中に出ています「マンガ・悪質商法」というものについては、お手元に「学校へ行こう2」の裏表紙からめくっていただいたところに、現物はカラーなのですけれども、白黒版で出ておりますので御参照ください。

大阪高生研（全国高等学校生活指導研究協議会大阪支部）さんは、昨年10月からのおつき合いなのですが、ホームルーム活動、生徒会活動、体育祭・文化祭、クラブ活動など、教科外の生活指導方法を研究している教員の自主研究サークルです。そこの10月例会の場で、大阪司法書士会の方で活動アピールに来ていただきまして、以来、こちらの委員会から委員が研究会に参加させていただくなど交流を深めております。

この講座を通じまして、司法書士が一体法律講座で何を伝えたいのかという思いを、本当にじっくり話すことができまして、反対に教員の側からは学校へやって来る外部講師に対しての率直な意見を伺うことができました。

その中で、講座見学会を実施しまして、先ほど高橋委員が御紹介しました教員の感想というのがその見学会に参加していただいた先生方の感想です。また、「学校へ行こう2」の39ページ以降にありますので、御参照いただければと思います。

見学会の批評を通じまして、司法書士が気づかなかった欠点あるいは逆に欠点ではないかと思っていたのが意外と評価点であったりということが明らかになりまして、プロの教員の視点に、まさに目からウロコの状態でした。

同時に教員の側も「このテーマはすごく重要だ。司法書士への丸投げは駄目だ。教員と司法書士の役割を明確にして生徒への定着を図るべきだ。司法書士がうまく生かしていない寸劇やマンガ・悪質商法などをプロの教員が活用すれば、例えば総合的な学習の時間を使って、2～3時間の取組みができそうだ。共同研究をしよう」という受けとめ方をさせていただきまして、今回のワークショップの企画になりました。

改良型法律講座の目標は、「どの学校でもできる！」です。これは、担当教科に関わらず教員であれば誰でも指導案を見ればできるということと、学習困難校であっても生徒が理解できるという意味を兼ねています。

あわせて可能な学校では、教員が発展授業にも取り組めるように実践プランを別途示そうということになりました。それで、1時間目を模擬授業の概要に書いておきますとおり、国語科の札埜教諭、発展授業、社会科の首藤教諭に分担していただきまして、2時間目を当委員会で準備しました。

この国語科の札埜先生というのは、『高校生活指導』という雑誌があるのですけれども、こちらで国語科の授業の中で模擬裁判授業に取り組まれました、これは大阪弁護士会との共同の取組みだったのですけれども、国語表現の中で模擬裁判での表現活動が生かせるということ、あるいは契約書、私たちも勉強させていただいたのですけれども、国語の教科書に「契約書の文章とほかの文章の違いを比べてみよう」というページがあるそうで、そういった観点から国語でも法教育ができるということに取り組んでいらっしゃる先生です。

当日の様子はちょっと間に合いませんでした。ただ、ビデオは残しておりますので、御希望がありましたら視聴していただくことも可能ではないかと思っています。

実は、この2時間のワークショップの模擬授業は、再度手直した上で、2学期に、ある府立高校で実際にやってみようということになっております。実は、この高校は、いわゆる学習困難校という学校です。以前に、司法書士会の方で法律講座を実施させていただいたことがあるのですけれども、学校の先生の方から「集中が続きませんか」というふうに言われまして、通常1時間、2時間でやっていた内容を30分に縮めてやってくれということで実施しまして、それでも居眠りが出たという学校です。これが、改良型の授業で、どれだけ彼らを引きつけることができるのかということ、私たちも先生方もすごく楽しみにして、今、研究しているところです。

この取組みを法教育にどうつなげるかということで、資料3の3ページ以降に私見ということで少し書かせていただいたのですけれども、一番感じていることは、法教育を担っていただくべき教員が、その必要性を実感したときには、教員は自らの役割と外部講師の役割を整理して、より効果的な教育実践へと高める能力をお持ちだということなのです。

高橋委員からも少し言いましたけれども、やはり主人公は子供たち、授業運営の主

役は教員，司法書士は名脇役あるいは名黒子役という関わり方でお互いの持つ力を活用し合うべきではないかと思っております。

司法書士が法教育についてよく理解をし，教員を尊敬すること，その上で教員とお互いの顔が見える十分な関係作りをすることが重要になってくると思っております。

対教員ということで，私たちはこういうことを伝えてきました。消費社会に生きている私たちにとって，消費者問題はまさに生活全般に関係する問題で，そこには契約法，消費者保護の問題だけではなくて，法教育の教材となり得るさまざまな社会問題が含まれています。裁判の持つ新しいルールを作るという役割の理解を深める教材としても適切な判例が幾つかあります。

教員との意見交換では，このような消費者問題に関する教材の可能性を伝えるということを意識してきました。そして，司法書士が関与した生の事件の実例，研究の成果，法とジェンダーの問題，法教育における男女共同参画の重要性など，専門家として教員に知っていただきたい情報を詳しくお伝えしてきました。

また，消費者問題以外にも労働法ですとか，会社法，その他，司法書士が取り組んでいる様々な社会問題に関連する教材提供が可能であることもお伝えしてきました。

一方，司法書士，講師の側にですけれども，講師打合せ会を通じまして，法教育の入門講座を実施しました。教員とお互いに顔が見える関係作りのために，今年度は，今後の展望も含めまして，教員との打合せの充実を図るようにと各講師に要請をしております。

司法書士は，市民に身近な法律家として，簡易裁判所という市民に最も身近な裁判所での代理権を生かして活動しております。市民と司法を結びつける役割をしているのだと思っております。

法教育について，私たち司法書士がこのような理解を持った上で，その業務を通じて知っている社会と学校現場を結ぶ役割を担うのが私たちの存在意義であると思えます。教育のプロである教員の力を尊敬しながら，共に研究を深めつつ，法教育に対して専門家として私たちの果たすことのできる役割を担っていきたいということで，大阪会は今，講師団の教育にも力を入れて取り組もうとしております。この活動と取り組みは，日司連を通じまして全国の司法書士にも伝えていきたいと思っております。

土井座長 どうもありがとうございました。

具体的な取組みの内容の御紹介をいただけたというふうに思います。

こうした形で非常に国民に身近な法律実務家の取組みとともに、裁判所あるいは検察庁が果たされる役割というものもあろうかと思えます。そこで、この点につきまして、まず絹川委員の方からお考えをお聞かせいただければと思えます。

絹川委員 裁判所といたしましては、司法制度あるいは裁判制度の仕組みを国民の皆様理解してもらい、司法に対する一層の信頼を確保するために法教育は非常に重要なものであると認識しているところでございます。

裁判所においては、このような認識を踏まえて、これまで、各地の裁判所のホームページ等で広報した上で、学校等の要請があれば、各地方の実情に応じて生徒に対する出前講義、あるいは法廷傍聴等を実施してきたところでございます。

現在、司法制度改革の取組みが行われているところですが、この取組みを国民の間でしっかりと根づかせるために、とりわけ一連の改革の中でも非常に目新しいものであって、最も重要なものの一つである裁判員制度というものについて国民の理解を得、さらに制度を円滑に実施していき、運営していくためには、将来の裁判員候補者である生徒に対する法教育といったものを一層充実させていくことが極めて重要ではないかと認識しているところでございます。

こういった観点から、裁判所としては、まず、各地の裁判所の実情に応じてということにはなりますが、これまでの取組みを一層推進していくとともに、現在実施している出前講義、法廷傍聴について、各地の裁判所のホームページによる広報活動を一層充実させていこうと思っているところでございます。

さらには、教育委員会等から要請があれば、教員に対する研修について、裁判官を講師として派遣するという協力を行っていきたいと思っているところでございます。

学校等から、今回作られているような副教材について、フォローアップをしてもらいたいという要請があれば、出前講義の折に副教材のフォローアップについても取り組んでいきたいと思っているところでございます。

また、最高裁判所の方におきまして、今回、作成されている教材について、すばらしいものができつつあるというふうに認識しておりますが、さらに改善するあるいは新たな教材の作成について取り組まれるというような機会が法務省等により設けら

れるならば、これまで同様に積極的に協力していきたいというふうに考えているところでございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

法律実務家として御意見をいただいたわけですが、裁判所は三権の一翼、司法権の担い手でいらっしゃるわけですので、その裁判所が積極的に法教育に取り組んでいただけるというのは非常に大きな意味があるかと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、この点について、西山委員はどのようにお考えでしょうか。

西山委員 今後、学校教育に法教育を普及させていくためには、既に複数の委員からも御指摘がございましたように、まずは学校の先生方に法教育というものについて知っていただくことが大事だ、重要だと考えております。したがって、法務省でも教育委員会や学校の先生方から教員研修の支援要請があった場合には、これに積極的に応えていく必要があると考えております。

また、検察庁も、これまで移動教室や出前授業などを行い、検察官、検察庁の業務に関する理解を深めていただくための取組みを行ってまいりましたが、この取組みについても各検察庁の実情に合わせて、これからも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

そして、今回、この法教育研究会では教材の作成も行っておりますので、その教材を利用した授業と出前教室の連携を図っていきたいと考えております。

例えば、司法グループの教材は、裁判の機能について考えさせ、刑事裁判でいえば、その手続の考え方を理解させるための教材となっているとの御紹介でございますので、その授業の時間に検察官の出前教室を活用することも考えられるのではないかと考えております。

法務省としても、法教育研究会で検討された法教育の考え方や教材をできる限り各検察庁に伝え、検察官が法教育の考え方を念頭に置きながら教材とリンクした出前教室や移動教室を実施することができるよう、引き続き検討して参りたいと考えております。

さらに、今後5年以内に裁判員制度が始まることとなりますが、法曹三者はそれぞ

れ裁判員制度の広報，啓発活動を始めており，法務省でも本年7月1日付で「裁判員制度啓発推進室」が発足し，積極的かつ十分な広報活動を実施していくことにしております。

例えば，現在の中学校3年生は，5年後には20歳になっており，裁判員に選ばれる資格を持つこととなりますが，学校等での教育を通じて，将来，裁判員となり得る若い世代に裁判員制度の意義を理解してもらうことは，大変有意義なことであると考えております。したがって，学校等で裁判員制度をテーマとする授業等を行っていただくことも重要であると考えます。これについては，法律実務家を講師として派遣し，裁判員制度について積極的に広報，啓発していくといった方策も重要であると認識しております。教育関係者の方々の御理解，御協力が是非必要となるので，よろしくお願ひしたいと考えております。

土井座長 どうもありがとうございました。

4人の委員の方々から法律実務家の支援の在り方について，御意見をお聞きいたしました。

先ほど御発言の中にも御指摘がありましたように，法律実務家の方でいろいろと支援の体制を整えていただく，あるいは潜在的に学校の方に法教育についての必要性というものが広まるというふうにしても，問題はその両者のパイプをどのような形で結びつけるかと，法律実務家の方から関与していく上においても，また学校の先生の方からアクセスしていただくにつきましても，その点が問題になるのではないかと思います。

実際，法律実務家については，もちろん裁判官，検察官，弁護士という職種があるということは御存じでしょうけれども，では一体，自分がこういう教育をする際に，どういう方に，どういう形で，いつの段階でアクセスするのが一番いいのだろうかという点について判断に悩まれるということが出てこようかと思います。

先ほど永野委員の方からも御指摘がありましたように，実際に法教育に取り組んだ段階で，どうもよく分からないという問題が出てきたときに，一体どこに話を持っていけばいいのかということも出てこようかと思います。

この点につきまして，先ほど御紹介もありましたように，先般の国会で総合法律支援法という法律が成立しまして，日本司法支援センターなるものができる予定でござ

います。そのセンターが、この法教育について何らかの役割を果たし得るのかどうかという点について、法務省の西山委員の方から御意見を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

西山委員 土井座長の方から今御説明がございましたように、本年5月26日、総合法律支援法案が参議院本会議で可決成立して、本年の6月2日に公布されております。

この法案は、一連の司法制度改革関連法案の一つでございます。平成18年度には法務省の所管する法人として総合法律支援構想の中核となる日本司法支援センターが設立される予定でございます。

その総合法律支援構想についてのイメージを図にあらわしたものが本日配付させていただいた資料でございます。

上段の方に「現状」「これまでの対応」「取組」「限界・問題点」というふうに書かれておりますけれども、概要で御説明しますと、とにかく国民の目から見ると、まだまだ司法は縁遠い存在であるというふうに言われております。

例えば、法的な紛争解決方法に関する情報が容易に得られない、身近に弁護士等の専門家がいないため相談できない、経済的事情から弁護士等の専門家に依頼できないなどの問題があるとされております。

そこで、このような問題を抜本的に解決し、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられるようにするための総合的な支援体制、これを「総合法律支援」というふうに法律で呼ぶことになりましたが、これを整備しようというのが「総合法律支援構想」いわゆる「司法ネット構想」と呼ばれるものです。

この配付資料の図の下段にありますとおり、新たな法人である日本司法支援センターを設立いたしまして、国・地方公共団体・弁護士会・司法書士会、その他の関係機関、団体等と連携、協力しながら司法制度をより利用しやすくするとともに、法律サービスの提供をより身近に受けられるようにするための総合的な支援、総合法律支援を推し進めることにしています。

具体的な支援センターの業務の内容については、図の「事業内容」という小さな四角囲いで書かれておりますけれども、特にこの法教育との関わりについて関連が深いところが、左上にあります。相談窓口業務です。すなわち、この業務は、相談の受付、情報提供、関係機関等への振り分け等を行うこととしています。

そのほかの業務内容については、ここの資料の四角囲いに書かれているとおりでございます。

そこで、この日本司法支援センターと法教育との関わりについてでございますが、まず、この支援センターにおいては、先ほどの相談窓口と図に書かれている業務でございますけれども、より具体的には、裁判その他の法による紛争の解決のための制度の有効な利用に資する情報・資料、それから、弁護士及び司法書士その他、隣接法律専門職者の業務並びに弁護士会隣接法律専門職者団体の活動に関する情報・資料を広く一般的に提供することとしております。

そこで、教員が授業に役立てるため、あるいは生徒の自主的調査研究の手段として、支援センターを通じて法や裁判制度に関する情報・資料あるいは当該地域における身近な法律専門家の活動内容等の情報・資料を入手することなどの活用方法が考えられると思います。

また、支援センターでは、各地域ごとの裁判所、検察庁、弁護士会あるいは司法書士会といった各関係団体、機関の法教育に関する各種取組みに関する情報も一般的に提供することが想定されますので、学校や教員においてもこのような法律実務家等の取組みを活用することが、この情報入手によって、より容易になると考えられます。

次に、学校における講義等についてはどうかということで、これは具体的には日本司法支援センターの業務運営については、理事長の判断によって決せられる事項とされておりますので、理事長の判断に係る部分ではございますが、支援センターが地方公共団体や学校の依頼に応じて、法や紛争解決制度についての講師として、常勤ないし非常勤の弁護士等を派遣することは、先ほど御紹介しました情報提供業務の一環として、あるいは日本司法支援センターの業務として、講習又は研修を実施することという業務が掲げられておりますので、この講習・研修業務としても可能ではないかと考えているところです。

土井座長 どうもありがとうございました。

この司法ネット構想というのは非常に重要な構想でございますが、法教育との関係では、法教育に必要な情報の窓口となり得るのではないかという問題点もございますし、逆に非常に立派な司法ネットができて、それにアクセスしてもらうという必要がありまして、その辺のことを法教育の方でこういうものがあって、必要に応じてア

クセスすることができるのだというような内容も相互に取り込んでいただくの
がいいのではないかと思います。

鈴木委員 1点、よろしいですか。司法ネットには弁護士会もかなり力を入れて協力さ
せていただいているわけですが、法教育に関しては、このような形での活用と
いうのはちょっとこれまで発言がなかったというか、これまであまり見えてこなかっ
た部分でありますので、非常に重要なことだなというふうに認識しております。

しかしながら、先ほど座長が言われた教育現場と法律実務家とのパイプあるいは法
教育を実施していく中での連携という部分になると、司法ネットというものが、まだ
今後、この先もう少し時間がかかる構想でありますので、そこにつなげるような部分
が何らか必要ではないか、そして、また弁護士会の方も、ここにかなり人が参加する
ことになるわけですが、その弁護士たち自身がまだ法教育をあまり認識してい
ないというようなことがあるので、その辺は弁護士会の方でも対応を考えていきたい
というふうに考えています。

土井座長 どうもありがとうございました。

ネットそのものが動き出すまでに少し時間がございまして、形で結びつけよう
というようになっていけばと思います。

今までのところ、いわゆる法律実務家の委員の方々から御発言をいただきましたが、
法教育については、私を含めまして、法学者も支援していかないといけないところ
があるのではないかとこのように思っております。その点につきまして、まず沖野委員
の方から何かお考えがございましてでしょうか。

沖野委員 法学者あるいは研究者がどういう形で関与できるか、あるいはバックアップ
できるかということですが、法教育への関わり方というのは既に出てまいりま
したように、まず、直接生徒さんに対して、いわゆる法教育を実施するという場面が
ございまして、そのような法教育の中では、既に法哲学の先生方が実践されているよ
うな形で、まさに法教育そのものを担当するということもあり得ますが、このほか、出
前講義のような形で、現在、私たちが何をやっているのかということをお話しする
ということは考えられようと思います。

ただ、そういうものにつきましては、法律の実践そのものを実務でやっていない研究者としては、なかなか今、私たちが何をやっているかということとは言えないわけですが、ただ、法分野のイメージですとか、なぜこういう法があるのかということについて、この分野について、少し突っ込んで話をしてもらいたいというようなことがあるようでしたら、先生方が行われる法教育の、いわば補助教材的な意味での講義を直接生徒さんにするということは可能かと思っております。

実際に、私ども、オープンキャンパスなどをやっております、これは対象は高校生の皆さんですけれども、ミニレクチャーということで、「法とは何か」とか、ある分野について話をすることによってやっておりますので、それを目的や対象に応じていわばモディファイするような形で提携するようなことは可能かと思っております。

それから、もう一つの在り方は、間接的に、教員の先生方をバックアップすることです、これも具体的に行われる法教育そのものについて連携をしてバックアップすることのほか、永野委員からも、またほかの先生方からも御指摘がありましたけれども、教員の方々が抱かれる、専門家ではないだけに、その部分についての知識について不安があるという点でございますが、この点についてはかなりバックアップできる部分があるのではないかと思います。これもまた、法教育に関連してという形ではございませんが、各種、必ずしも法律問題の専門家ではないけれども、それに携わられるという方々についてのいろいろなレクチャーというのは既に実際に、大学や個人単位では行っております、例えば消費者教育関係ですと、相談員になられる方について、契約の基礎知識ですとか消費者法あるいは製造物責任法などの概略の説明を短時間で行っていたり、あるいは企業の方々の研修で私法についてお話をするというようなこともございます。これらは既に行われているものですから、ニーズを指摘していただくような形で、例えば私法の問題ですと、私法のところの消費者教育というのを入れていきたいのだけれども、少し消費者教育あるいはさらには、そもそも契約とは何で、何のためにそういう制度が必要なのかということになると、かなり法教育的な側面が出てくるかと思うのですが、そういうことを含めて教員の先生方に基礎知識としてお話をさせていただくというようなことは、今の体制でもできるのではないかと思います。

そういったバックアップは可能かと思っておりますが、体制という面で申しますと、大学等の場合には、なかなか組織だっておりません。現在も、個人単位でご依頼を受

けるのが大部分であろうと思います。このため、誰にどうアクセスしたらいいかというような話がなかなか難しく、その部分が実は制度的な手当てとして、今後、必要になってくるのではないかと思います。もう少し総合的な、これこれについての分野であれば誰々というような形で、大学が窓口になるような体制があれば間口が広がるだろうとは思っているのですが、これは制度的にも大きな課題かと思っております。

もう一つ考えられるものとしては、教材そのものについてのバックアップがございます。私は、私法関係が専門ですので、それを例にお話をさせていただきますと、先ほど来、高橋委員からも御指摘のあった点ですけれども、消費者教育という話がございまして、これを単に消費者の身を守る知恵的なものだけではなくて、さらに普及させていくというお話がございました。この点などにつきましては、そこに至る架橋があり得て、それについての意見ですとか示唆とか述べさせていただくことができるかなと思っております。

それから、先般、永野委員の授業を一部ですけれども拝見させていただいたときも、消費者の問題というのは非常に重要ですが、そこからさらに、そもそもなぜ契約が守られるべきなのか、そういう制度が必要なのかという話を連ねていくと、もっとより展開していくのではないのかという感想も持ちました。そのようなこともございますので、教材の作成に関しまして、そういった意見ですとかコメントなどはさせていただけるのではないかと思います。

それから、各種の教材についての事件などにつきましても、これは私ども、大学ではありますけれども、それなりに教育に携わっておりますので、教育の観点から使える教材などは、意見を求められればそれに対してお答えする用意はあるかというふうに思っております。

それから、教科書レベルですけれども、実際の学校の教科書ですと、かなり法学の研究者、特に憲法の先生方は監修ですとか執筆などで既に関わっておられるようでして、私、高校の教科書を見ただけですので、中学まではきちんと把握しておりませんが、そういった関わりも既にされているようですので、そこに法教育という視点からもう少し踏み込んでいただくというのは、先ほど、これも既に御指摘があったように、指導要領などでそういう方針が決まりましたら、それを受けた形でやっていくのではないかとこのように思っております。以上は、現状を踏まえてそういうことぐらいまでは今でもできるのではないかと思うところです。このほか、将来的には

もう少し、現在の法学部ですとか、法科大学院を使った形での間接的なバックアップということもあり得るかと思っております。

少し話がずれて恐縮ですが、先ほどもオープンキャンパスというお話をいたしましたけれども、オープンキャンパスでは、いろいろなことをやりますけれども、その主眼は高校生の皆さんに「法学部とは何か」というのを知ってもらうということです。相談員として詰めておりますと、父母の方々あるいは高校の生徒さんが多くお聞きになる質問が、「法学部って何をやるんですか」というものです。例えば、「条文を読んで、六法全書を覚えて何が面白いんですか」というふうに聞かれるということが実際にございまして、「いや、それだけじゃないんです」と、例えばエレベーターの修繕費の負担の問題とかいう話をしますと、イメージを一新していかれるということがございます。「法的な考え方」についてのイメージがいかに普及していないかを痛感しております。法科大学院ができて、法学部の教育自体が、社会の隅々に法の素養を持った良い市民を輩出していくという面により特化していくと思われれます。いわば法教育の普及というのは、法学部で何をやっているかということ、その基礎レベルを分かっていたかということでもあるのかなという感を持ってもいるわけですが、法学部では、直接に中学や高校の生徒さんに対してという形では対応はしませんけれども、お教えになる先生方に「法的な考え方」や各種の法分野とその原理原則がどういうものかというイメージを持っていただくものとしては、法学部でやっているようなことを、例えば聴講制度あるいは通信教育という形で少し波及させていくようなことはできるのかなと思っております。

それから、個人的には以前に御報告させていただきましたような、法科大学院のクリニックの中で何かできないかというようなことも考えておりますけれども、これはかなり将来的で、法教育自体が相当に確立しませんと難しいだろうという印象を持っております。

土井座長 どうもありがとうございました。

私の方からも少し話させていただきますと、沖野委員がおっしゃられたとおり学者というのはまさに専門商店街の専門商店みたいなものでして、一応、商店街を形づくってはいるのですが、個々の学者が完全に専門商店と化しておりますので、学者は「こう思います」ということを単独で言えない、「私はこう思います」ということし

か申し上げられません。

一つは、永野委員や館委員から御指摘もありましたように、やはり基本的な法的な知識の問題があるかと思えます。今、現在いろいろと教材も作成していただいておりますし、どういうカリキュラムかということについても御検討をいただいております。個々の教材について必要な知識というものについて御協力するということは当然のことだろうかと思えますが、私も教師ですので感じとして分かるのですが、今教えているそのことについては知っているのだけれども、しかし、実はそれはある種の広がりがあって、その問題について基礎的な知識がないということがあります。教えて非常に不安だと。その問題については教えられているのだけれども、しかし、やはりそのベースがないものだから、どうしても消極的になってしまうという部分が多分にあるのだろうという気がするのです。その意味では、やはり学者は、その点は理論を主にしているという部分もありますので、憲法、それから今後、この研究会などで私法の問題も出ていますが、それについて基本的にこういう枠組みになっているのだ、こういう考え方なのだということについて教員の先生方に理解していただいた上で、それで個々の教材あるいは個々のテーマについてお話いただけると、恐らく各先生方には自信を持ってお話しいただけるのではないかと、あるいは取り組んでいただけるのではないかとこのように思いますので、学者としては一つ、そういう協力の仕方があるのかなというふうに思います。

それと、教育として広めていくという上では、實際上、必要なのだという側面もあるのですけれども、しかし、法教育というのが、学校教育、社会科教育を中心という話になっておりますが、その教育の中でどういう重要性を持っているのか。政治分野あるいは経済分野とどういう関連を持っているのかという点について、理屈の上で理論的にきっちり整理をした上で提示をしていかないと、やはり説得力というものはないのではないだろうか。

憲法などの場合は、憲法の条文はほとんどの教科書の最後に載っておりますし、常に入っておるわけですがけれども、しかし、それをどういう枠組みの中でとらえて、どういう形で教えていくのか、それがどういう意味があるのかという点についてきちんと理論立てて、やはり全体像を置いた上で様々な、すぐに使える教材というものをあわせていくということが必要があるのではないかと。そういう理論的な面において、学者がやるべき事柄というのは多くあるのではないかとこのように思っています。

学者は、どちらかというところ、簡単なことでも難しく言うタイプですので、学者自身が教えるのはよくないのではないかと私は思いますが。しかしながら、実際に現場でやっていただく先生方あるいは実際の事例というものには、やはり実務家の先生方が非常にお触れになっておられるので、その意味では宝庫だろうと思っておりますので、それと、その理論的な位置づけというものが協力できれば、法教育というのがアドホックなものではなくて、ある種、体系的なものとして正規の教科のプログラムの中に位置づけられるのではないかと考えております。

それでは次に、教員の先生に法教育を知ってもらう、あるいはその重要性を理解してもらうというためには、その教職の養成課程の段階での取組みというものも重要になってくるのではないかとこのように考えられます。その点につきまして、まず橋本委員の御意見をいただければと思います。

橋本委員　まず、基本的に大学で法教育的な内容を入れるとするならば、法学の専門科目か、いわゆる教職課程、小学校社会科とか中学校社会科、高等学校公民科、地歴科の指導法を教えていく教育法の授業ということになり、特に法教育を扱うとすれば、後者の教育法の授業になると思います。

現実的にその教育法を授業していく過程で、15コマというコマ数の中に法教育的な内容を入れようと思えば、実際には可能と思っています。ただ、何分、大学の講義の中で、法教育の重要性を教職課程の先生方でも知らないという方がおられて、実際は講義の中で扱っていないという方もたくさんおられるのではないかなということがありますので、やはり先般以来、皆さんの御意見もありますけれども、大学の教職課程の教官も含めて法教育の重要性というものを周知していく必要があるのではないかなと考えています。

そして、先ほども言いました教育法の授業の中に15コマという限られた時間の中で法教育を入れるとなると法教育の重要性を知っている先生でも講義内容・目的の関係から、やはり1コマとか2コマというわずかな時間になってしまいます。ですから、私の場合は、こういう免許法の課程の科目の中ではなくて、実際に免許の必須科目ではない、今年は比較社会科教育という科目があったのですが、その科目の中で15コマを通して法教育的な内容を実際に学生に学習していただくということをしました。

実際の内容は、アメリカの法教育のカリキュラムの分析とか、アメリカのカリキュ

ラムを実際に学生に模擬授業をしてもらってどう感じるのかということとか、実際の法教育の日本での取組みを、前回の研究会でも報告された福井の弁護士の野坂先生にも話していただいて、15コマという長いスパンの中で法教育の重要性というものを学生さんに認識してもらおうという講義を実際にやっていったわけですがけれども、こういう講義というのは、法教育の重要性が知られていないと、やはりなかなか難しいし、いわゆる免許法の科目では時間が限られてしまいますので、私がやったような選択科目というのを使って授業を展開するという方法もあるのではないかなと思っています。ですから、先ほどから言っていますように、基本的には法教育の重要性を大学の教官にも知っていただいて、実際に選択科目等でも取り込んでいただくということが大切になってくるのではないかと思います。

土井座長 どうもありがとうございます。

学校教育段階での法教育の普及の方法につきましても、いろいろと御意見が出てきているところですが、これまで出てきました論点につきまして、江口委員の方でどのようにお考えでしょうか。

江口委員 今、橋本委員の教員養成の段階と、多くの先生方は教員研修及び研修を超えた社会一般での教育の在り方の二つの方面からの議論をなさったと思います。

私は、研修の段階について、まず発言したのですが、アメリカの教育を研究してまして、ちょうど昨年でしょうか、日弁連にABAのマイケル・ブローニング先生がおいでになって講演なさいました。アメリカの法教育の指針、ガイドラインを作られた方です。そのときに、アメリカの法教育の枠組みは、意欲ある研究者や教員が200名ぐらいが集まって作られた話をお聞きしました。少なくともそういうことを担える教員を育てるような、研修の在り方が必要だと思います。文科省がやるというのはちょっと時期尚早かもしれませんが、法教育に関心のある教員を、まず育てることが重要ではないでしょうか。

実は、法教育に関しては、私は中核的、指導的な位置に立つ機関は日弁連・日司連及び法務省及び最高裁及び検察及び司法ネットが声を挙げているため、あまり心配していません。もう一つぐらいNPO的な位置にあるような、ちょっとニュートラルなセンターが立ち上げれば日本での法教育についての指導的な機関は十分ではないかと

思います。むしろ問題は人だと思っています。あるいは人々の考え方だと思っています。

実は、日弁連では法教育に熱意のある先生方がそれなりに集まって、いろいろな活動を行っています。そうすると、その方々が中心となって法教育の輪は広まっています。それが多分、全国へ広がっていくのだらうと思うのです。それと同じようなことを教員の中に、あるいはこれは文科省の仕事だらうと思うのですが、そのようなことができないかと思っているところです。法及び司法ないしは法の支配に筋を通すという時代が来ていると思いますし、その教育でも筋や流れを通す必要があります。教育の中にもそのことの意義が見えてきたわけですから、そういうような教員養成、研修の在り方を考えてみて欲しいと思います。

筑波で文部科学省主催の研修というのがあり、指導者養成とか、指導的な重要な科目の研修というのがあります。例えば、人権教育とか道徳教育といった領域の研修です。私は、そこに法や司法の教育に関する研修というのを入れられないかと思っています。少なくとも各県の関心ある教員の中で、手を挙げる教員はいるのではないかと思います。あるいは関連して、そういう科目をやってくれば、人が育っていく。そして各機関と人が両輪になって法教育は展開すると思っています。そして受け手の側の子どもたちはもっと意欲的に、もっと違う形でその教育を承継していくはずです。そういうネットワークを作るといことは絶対必要だらうと思います。

それから、研修段階で、土井座長も言われたのですけれども、社会を理解するとか、社会の教材の中で法や司法がどんな位置にあるのかということ、やはり私は法学者や法務省は十分に説明していないだらうと思っています。かつて社会科教育が、実は戦後、伝達講習という形で憲法教育を中心にしながら広がります。それと同じように、私は司法改革のプロセスの中で、法や司法は社会の理解のためにはこんなに必要なだということ、もっと教員の社会理解の中に広めるべきだらうと思います。やはり教育や教材として、あるいは認識として広げていくという努力をやっていかなければいけないと思います。そのことが多分、翻っていくと入試や子どもたちの教材の中に入り込んでいくし、知らず知らずのうちに憲法以外にも契約というのは大切なのだなという形で教育が広がっていく。その段階で、私はお父さんやお母さんたちは「法や司法は大切なんだよ」と説明してくれるだらうと思います。現に法や司法の大切さが説明できないから、「司法よりも歴史が大切だ」、「地理は大切だ」と言わざるを得ないわけですから、社会理解の中核となる教材の開発ということを是非考えて欲しい

と思います。

あと、養成段階なのですけれども、これは教員養成の単位云々という議論はこの議論ではないと思うのですけれども、日本の教育を見て感じることは、例えば政治学や法律学のどれかを取ってよいという形で免許法に規定します。そうしますと、どちらかという政治学の方がやりやすいし面白いし、教材にとっては非常に動かしやすいものですから、政治へ政治へという形で教員養成が動いていきます。そこへちょっと歯止めをかけて、憲法及び法律も、独立して履修しなさいということになれば、これは法律学や法学の知見を学ぶということだから、養成段階でも法教育の理解が広まるだろうと思っています。そういうちょっとした工夫をしていただくと、あるいはそういう形で教員養成に関して文科省の養成に関わるグループが考えてくれると、養成でも一つの手がかりが生まれそうな気がします。

そんなところが私の今の考えです。

土井座長 どうもありがとうございました。

ずっと御意見を伺っていて思うのですけれども、学校の先生方というのは社会全体の中で言いますと、非常に優れた方々だろうとは思っているのですけれども、しかし、その先生方ですら法を扱うのは怖い、分からないというのが日本の法の状況なのかもしれない。司法改革は、やはり法を広げるといふふうについて、それは一般国民に広く広げるのだと言っている中で、学校の先生レベルですら広がらないということになると、それ以上広がることは期待できない状態になってしまいますので、まずは学校の先生方に当然、重要性を分かっていたいただいて、基本的なことは分かっていたかというようになって初めてさらにその先に、隅々まで理解できるということが可能になるだろうと思いますので、その意味でも法の支配あるいは司法の拡充という上では一つの試金石になるのではないかというふうに思いますので、この点について幅広く広がっていくことを期待しております。

それでの関係で、学校教育における法教育の普及については、文部科学省の取組みというのが一つの重要なポイントになってくるのではないかと思います。この点について、大杉委員の方から御意見をいただければと思います。

大杉委員 それでは、文科省として、法教育を普及していくためにできることというこ

とでお話したいと思うのですけれども、館委員、永野委員から最初に学校教育における法教育の進め方ということで、課題を三つ出していただいたと思うのです。

一つは、法教育についてよく知らないということ。

二つ目に、授業をどうすればいいのかという、授業イメージを持ってない。

三つ目に、法律についての知識に不安があるということ。これは、たくさんの委員の先生方から出していただいたと思います。

そういう意味では、今回、本研究会において、法教育の基本的な考え方や具体的な教材例などを提示していくということは、学校にとって非常に参考になるのではないのかなというふうに思います。

また、法曹関係者の方々から支援をいただくということは、学校にとっては非常に心強いものだというふうに考えております。

文科省は、基本的には教育内容作りや指導方法について受け持つところだと思えます。そういう意味で、段階的には、まず本研究会の成果をいろいろな先生方によく知っていただく、法教育というものは、こういうものだということをよく知っていただく。そのためには、教育委員会や学校の先生方に周知を図っていくということが大切だと思えます。

ただ、学校に新しい考え方や、それを踏まえた指導の工夫が浸透していくためには、実際には非常に時間がかかることであり、全国によく分かっていただくということ。そのことのために、やはり先ほど、前に申しましたようにいろいろな諸会議において周知を図っていく取組みを今後も継続的に行っていきたいというふうに考えています。その中では、研究、協議のような形とか、いろいろな形があると思えますので、先生方に主体的に取り組んでいただくような周知の回り方を進めてまいりたいと思えます。

また、実際に教育内容、指導方に関わっては、学校段階に応じて様々学習の場や機会で用いることができる適切な教材資料といったものが開発されていくことが大切です。そういう意味では、現時点においては法教育のための教材開発等というものは、まだ十分ではないというふうに考えられますので、文部科学省としましても関係者の協力を得ながら、学校における法教育に関する教材あるいは指導方法などに関する実践研究を今後促進していきたいと考えているというところです。

土井座長 ありがとうございました。

吉富教育官の方から何か補足されることはございませんでしょうか。

吉富教育官 学校は、なかなか一気に変わるものでもないし、また強引に一律にできるものでもないし、一律にやればきっと生徒の実態に合わないものになるので、やはり皆がやろうと関心を持って取り組むべき新しいテーマだと思ってもらえるようにする必要があると思っております。

例えば、国で行う指導者の研究協議会等で継続的にテーマとして示していくことで、教育委員会や学校の方々が、これが今取り組むべきことだということを御理解いただいて、事例が集約されていくというようなことがありますので、そういうことは引き続きやっていきたいと思っております。

それとともに、教材の問題もありますし、指導方法の問題もありますし、それに関わって連携の話が出ました。どうやって関係者をつないでいくのかということもありますし、それから指導力をともに高めていくにはどうしたらいいかということもあります。この辺をもう少し後押しできるような手だてはないかということ、どこかに研究をお願いすればいいのかどうなのか、手法は今、ちょっとよく分かりませんが、関係の方々のご意見をよく聞いて検討してまいりたいと思います。

土井座長 どうもありがとうございました。

大杉委員あるいは吉富教育官の御指摘のとおりでして、先ほど永野委員の発言にもございましたけれども、教育ですので、教える側が腑に落ちていないものを教えられる側が腑に落ちるわけがないという部分が当然ございます。その意味では、やはり必要性というものについて教える側がきちんと腑に落ちてもらうということ、重要性を認識してもらうということが重要ですし、そう認識された先生方が実際に使える教材がきちんとあるということが、恐らく教育にとっては重要になるかと思っております。その意味では長期的にきっちりやっていくためには時間がかかるというのはそのとおりだと思いますが、しかし、同時に長期的にやっていくためには継続してずっと御支援をいただかないとなかなか続かないという部分もございますので、この点についてはよろしくお願いいいたします。

今までのところ、学校教育について基本的に話をしてきたところですが、さらに学校教育の枠を超えまして、国民全体が法や司法というものに関心を持ち、それらを生

活に生かすということについて考える機会を提供していくことも広い意味での法教育では重要だというふうに思われます。その点につきまして、山根委員の方から、まずお考えを聞かせていただければと思います。

山根委員 まず、先ほどの江口委員の法教育に対するすごく熱い思いを聴きまして感動しました。イメージではなくて、具体的に何か目に見える形で法教育が広がっていくのが実感できたらすばらしいなと思いました。

本題ですけれども、普通に暮している中で法の知識を役に立てようとか、役立ったというようなことを、意識を持つということはとても難しいと思うのです。やはり、自分や知り合いがトラブルや事故に巻き込まれたときに初めて法とかルールなどを考える、身近に感じるということがほとんどという状況だと思います。

やはり、そういった法を考える入口というのは、私たちにすれば身近なものは、やはり消費者問題といったところなのかなと思ひまして、悪質商法の被害に遭わないための知恵とか、生活を守るこんな法律があるというようなことを知るところから、そういう知らせる工夫ももっと欲しいですし、分かりやすい司法サービス、法律サービスが増えることにも期待するところです。

あるいは、子育てに役立つような情報もとてもニーズが高いと思います。産休や育休の取り方を知っている・知らない、そういう制度があることを知る・知らないで全然生活は違ってくると思いますし、そうしたいろいろな情報、あるいは子どもを事件や事故から守るために地域のいろいろな取組みとか情報を使ったやりとりが進んでいますけれども、それも知りたい人に届いているのかといったところがあると思いますので、知らせたい人にどう届けるかというのは大事だと思います。

ただ、市民はそういった情報が来るのを黙って待ってればいいというのではなくて、知って生かすべきものを自分から取り入れたり、声を上げたりしていくというのが法教育のよりよい市民作りというのですか、その課題だと思います。

例えば、今、企業の不祥事などがすごく多発していて、そういうことに怒っている消費者はたくさんいるのですけれども、そういうのがどうしても井戸端的なところで怒って、それで終わりという状況が多くて、今はそういった声を大きくまとめたり、何か運動につなげようというのがなかなかできにくいのです。昔と違っていろいろ複雑になってきまして、私どもの消費者団体でも苦労しているところなのですけれども。

ただ、流れとしては、よく見れば優良な企業を応援していこうといった機運は少しずつ高まっているのかなというふうに思っています。社会的貢献度が高い企業を買い支えたり応援していこうというか、農業で言えば有機的な生産をしているところを応援する消費者がじわじわと増えていると思いますし、物作りの会社にしても、使う人の声をいかに広く集めて、ユニバーサルデザインのような視点で物を作っているところを選ぶ消費者もだんだん増えているように思いますので、そこにちょっとまた外れますけれども、裁判員制度が始まるという流れもあるので、そういったところでうまく流れをつかんで、自分たちで考えて物や人や何かを選んでいくというムードが高まっていけばすばらしいなというふうに思っています。

土井座長 どうもありがとうございました。

御指摘のとおり、情報というのが大量に流れている社会になっているにも関わらず、では、本当に重要な情報というのが取捨選択できているか、必要な情報が届いているかと言われるとなかなか難しい問題がありますし、受け手の側もきちんと情報を選択して正しい判断ができているかということ、そういう点も不十分な点が多いただろう。その意味では法教育と正しい法的知識あるいは基本的な判断の能力というものをつけていってもらうためには重要ではないかというふうに思います。

同じくこの点につきまして、荻原委員の方で何か御意見ございますでしょうか。

荻原委員 私は、最初に申し上げたとおり法教育にはものすごく期待しているのですが、けれども、今の日本に欠けているものというのが法教育だなと思っていまして、これは学校だけではなくて一般の人たちにも広がっていくにはどうしたらいいかなと一生懸命考えています。今の日本の状況をざっと考えると、イメージとしては、子どもにしてみたら一生懸命勉強するし、一生懸命スポーツにも精を出すし、一生懸命何事にも取り組んでくれるのだけれども、わがまま放題で、あれ買ってこれ買って、家計は火の車みたいなのが、この日本の国民の全体のイメージなのです。だから、日本は財政破たんしてしまっているし、借金を膨らませながら運営しているのに、相変わらず無駄な箱物だとか、無駄なものを山ほど作って懲りないという、これは何が欠けているかといったら、やはり法教育というか、自立した市民になっていない、おねだり市民に育て上げてしまった教育なのだろうなと思っっているのです。おねだり

市民を自立した市民に、自分たちでルールを作って、いい国にしていこうという市民にするにはどうしたらよいかというところに戻っていくと、鶏が先か卵が先か分かりませんが、やはりマスコミとの協力というのが必要かなと思うのです。

日本のニュースなどをテレビで見ますと、今はオリンピックですけれども、夏だったら海で何人流された、交通事故で何人死んだとか、1年間に3万人以上の自殺者が出て、交通事故者もそのぐらい出て、そんなにいるけど、なぜか3人流されたとかというのがトップ項目で出てくる国なのです。でも、ほかの国、ヨーロッパの国々の、例えばドイツを見てみますと、今、国会で話し合われているテーマはこれであって、こういう議論が行われているというのが、映像はなくてもトップでやっている、こういう国になって欲しいなと思うのです。これこそ市民の法教育だろうと思うのです。どちらを先にやったらいいか分からないのですけれども、マスコミとしてみたら絵があって「ああ、かわいそうに」と、すぐ感情移入できるニュースの方が視聴率が上がるからということもありますし、そういう法律の話になってしまったらチャンネルを変えられてしまうという現実もありますので、どこから始めていいかわかりませんが、地道に土台を作っていくしかないかと思っているのです。

では、どうしたら、何ができるかということを考えたら、急にマスコミが変わることもできないし、急に人々の心が変わることもできないので、ではどこから始めるかといったら、やはり自分たちが法律を作っていく自立した市民なのだ、一番の主役なのだということを、学校教育で習っていない人たちに知らせるためにはどうしたらいいかということ。

まず、一つは、ここから急に話がすごく具体的になって申しわけないのですけれども、国会なのですけれども、国会とかそういったところは、今、始まりまして開会したときに、これからどんな議案が話し合われるかなんていうことは、ほとんどの人が知らないのです。私もマスコミにしながら知らない。何かいい情報があるかなと思ってもないのです。衆議院とか参議院のホームページをあけたら難しい法案がだーっと出てくるかもしれませんけれども、法案を見て分かる人はほとんどいません。私も興味のある法案だけ見ましたけれども難解です。何を言っているのかよく分からない。だったら市民向けに、これから始まる国会ではこういったものの法案が出てきて、そしてこんなことが話し合われる、こんなことをこの法案は言っているのですよという、サマリーみたいな、要約みたいなものが幾つかあって、国会が始まるたびにそれがざ

っとマスコミに発表される，あるいはインターネットで調べれば出てくる。もっと詳しく法案の中身を知りたい，法律をやっている人たちもいるかもしれませんが，その人たちは，ではホームページでここをあけたらそれが出てきますよとか，まず市民向けの，これから議案にのってくるもののサマリーみたいのを教えろとか，市民にこれから議論するものは何なのかというものの，もうちょっと分かりやすいものを出してもらえないかなど。そうすると，マスコミも，今度の国会はこういう細かい話も，これは結構身近な問題だなと気づいたりするかもしれませんが，記者クラブではやっているのかもしれませんが，少なくとも新聞の紙面に，国会が始まる時には「今国会で話し合われるテーマ」というか，タイトルだけだとすごく嘘っぱちがあったりするので，実は中身はこういう内容だというのがちゃんと書かれてないと，タイトルはいつも美しいタイトルしか載ってませんので，中身がこうだということを書いたものが欲しいなと思うのです。

それから，国会の傍聴も，行ってみて分かるのですけれども，なぜか日本は国会議員の紹介がないと傍聴ができないのです。こんなの有りかと思えます。私は，よその国の国会は傍聴していないので知り合いから聞いたのですけれども，ドイツの国会は，観光客であってもパスポートを見せれば入れてくれます。ドイツの国会はこういうものなのだとこのことを見ることができます。これは，セキュリティーの問題だけだと思うのです。セキュリティーの問題は，もう空港でもチェックしているのと同じような機械を入れればいい話ですから，法律を作る現場に行きやすくする。そんなのすごく簡単なことなのですけれども，誰もやっていないなと思ひまして，そういうこともまずあるなと思ひます。

それと，地元の地方議会についても平日の昼間の議会なんてほとんどの人が見に行けない。だったら，自分たちの町を自分たちが作っている気持ちにはなれないです。だったら土曜日議会とか夜議会をもっと推奨していく。これは，地方議会が決めることですから，そんな簡単に，こうしなさいとかできませんけれども，教科書の中とかに土曜議会をやっているところも出てきていますから，こういうところをやっていると，褒めるだけで広がるかなという気もするのです。

それとか，ヨーロッパの議会は地方議会は夜やっています。そういうのを紹介するとか，いかに市民が自分たちの町を，ルールを作っていくのかということをもっと教科書でも教えて欲しいという気がします。

あと、この前回の研究会で出ていた憲法の授業の中で、憲法というのは生徒が守るべきものだとか、そういうことは言うけれども、権力をコントロールしていくものだという意見は全く出なかったという話がありますけれども、私もそんなこと教わった試しがなかったのです。だから、こういった本来法律というのは守られているものではないのだ、自分たち弱い者を権力から守ってもらうもの、あるいは権力をコントロールするものなのだ、味方なのだということを教えるチャンスを、大人になった人たちにどうやって教えるかというのは分からないのですけれども、ちょっと考えて欲しいなと思っています。それは、多分、法律の学者の先生方がいろいろな新聞とかでコメントを求められるときにちょっと言っていくとか、そういうことでも違うかもしれませんが、新聞のコメントの中に散りばめて、意識して言っていってもらおうとか、そういうのでも変わってくるかもしれませんが、新聞を読んでいて何度も出てくると、いつの間にかそういうものだと思ってしまうので、やはり大人になった人たちにもう一回再教育というか、本質を知ってもらうために利用するのはマスコミなので、マスコミをいかに利用して知ってもらうかというのが、これは法律関係者の責任になるかななんて、私たちには分かりませんので、憲法というものはこういうものだ、法律というものはこういうものなのだよということを事あるごとにマスコミの記者にも含めて教えて欲しいなと思いました。

それから、あと具体的に消費者問題は、これにも書いてありましたけれども、「学校へ行こう」の94ページに、こんなにあったんだという、ホームページを紹介するコーナーがありますけれども、やはりホームページというのは、これから便利で活用されやすいもの、道具ですから、これを利用して一般の市民が、いってみれば日本テレビで放送しています『行列のできる法律相談』みたいな形でQ&Aを、クリックするとどこか出てくるような形のものがあらわれるといいなと思うのです。

誰がやるかというところ、ここに既に司法書士会とかありますので、こんなのがあったのだとすごく関心しましたけれども、このようなものを充実させていっていただいて、司法書士会とか弁護士会、あとロースクールの学生さんたちが自ら、これを知っていたら市民の役に立つなというものを各学校が競争するぐらいにいろいろつくってもらおうと、「『行列のできる法律相談』に出せば」というような、結構、巷で聞くのです、これはどうなんだろうとか聞いたときに、皆、これはどうなのだろうと思ったときに、インターネットですぐ、聞き易くするという環境を整えてもらえると、法律がものす

ごく身近になるかなと思っています。

例えば、具体的に例を考えてきたのですけれども、「娘の結婚式に地元選出の議員を招待しているけれども、御祝儀をもらっていいのでしょうか」とか、これは当たり前にもらっている人がいるのですけれども、「実は公職選挙法違反では」というのがあるのです。これは、公職選挙法のQ & Aを見たときに、「そうだったのか」と驚いたのですけれども、本人が行って、身内だったらいいけれども、奥さんが行ったら駄目とか、違反になるよと書いてあるのです。知らないです、こんなこと。そういうQ & Aとか、あと、これは私の町で今起きていることですけれども、「総合体育館建設の話が出ているけれども、本当に必要か疑問だ、反対の意思表示をするにはどうしたらいいか」。これは、今、私自身が抱えている問題なのですけれども、周辺の町も含めて立派な体育館は幾つもあって、足りないわけがないけれども、うちの町にないだけでということで、20億もする箱物を作って毎年1億の維持管理費を払っていくということを考えたら、ほかを削らなければそのお金は出ないわけですから、本当に必要なかと思っても、どうしたらそれを止められるか分からないときにはクリックすると、町の条例では うちの町の条例ですけれども 住民投票条例というのできている。1,000人の署名を集めれば、住民投票にするかどうかを議会にかけられるとか、そういう地元の条例も実は私は知らなかったし、分からないわけです。そういうのを各市町村が作ってもいいですし、地元の条例を調べてみましょうでもいいかもしれませんけれども、本当に1人1人が何かにとりかかろうとするときに、疑問がいっぱい出てくるときに答えてあげられるようなインターネットみたいのができるといいなと思うのです。

それと、具体例が幾つもあって申しわけないのですが、「これが最後の1枚ですよ」とか言われて買った絵が、実は3万円ぐらいの価値のものだったということで、70万円で絵を買ってしまったので、絵を返したい、返却したいと思っても、「もうクーリングオフでは駄目ですよ」と言われたときにどうしたらいいのかと、大体泣き寝入りになるのですが、多分、それは司法書士の方は御存じだと思いますけれども、一生懸命インターネットを調べていくと、どこかの法律事務所が「最近の判例では、これは裁判で勝ちますよ。最後の1枚ですと嘘を言われたとか、そういう事例があれば、これは勝てます」とか書いてあると、そうだったかと思えますけれども、それは今、各法律事務所が書いてたりするのですけれども、それを司法書士会や弁護士会と

かが、最近起きているそういったのを敏感に情報収集して、それと判例もどんどん変わってきますから、最近の判例、これはロースクールの方がいいかも知れませんが、そういう住民、市民からの質問が来たときに、それを勉強方々調べて、「最近の判例では勝ったりしていますから裁判所に行ってみてください。行ってみましょう」とか、Q & Aにするとか、本当に面白いことがいろいろできるなという気がします。この分野は未開発だなと思っています、

そして、さらに自治体でよく法律相談というのが市の便りに入っているのですけれども、その市の便りには、大体、法律相談の日にちとか曜日などが書いてあるぐらいなのですけれども、そういったところに、例えばホームページで最近やったものなどを、自治体の職員も法律家は少ないわけですから、自分で書くことはできませんから、そういった司法書士会のホームページとか、そういったものの出典を明らかにして、「最近流行っている絵画商法、引っかけた場合はこうしましょう」みたいなことで、困み記事でそのものをそっくり載せてもらう。なぜ、それが必要かという、インターネットが使える人って非常に年代が限られていまして、大体20代より若い人みたいな感じなので、おばさんたちはなかなかインターネットができませんので、市の広報にそういったものを載せていってもら。あと、市役所に相談に行ったときに、別に法律相談ではなくてもパソコンがあったら、この部分をクリックするといろいろなことが出ていますよ、教えてあげられますよとかという案内があるとか。そうしていくと、どんどん法律を自分の生活に生かすという意識が芽生えてくるかなと思っています。

土井座長 どうもありがとうございました。

私も個人的には荻原委員がおっしゃられることに共感する部分がありまして、最初の方に御指摘があったように、最近、日常からの逃避ではないかと思わせるぐらいにセンセーショナルなもの、あるいは目に見えて短期的に成果に挙がるものというものへの傾斜が非常に強くて、日常的なものについて非常に軽視されている。教育なんていうものはその典型例でして、非常に日常的であると同時にうまくって当然だという意識があるものですから、だから大事なものにもかかわらず、なかなか日の目が当たらないといいますが、お金の面においても注目の面においてもなかなか取り残されがちだと。いざ本当に取り扱われるときにはどうしようもなくなって、これでは

やむを得ないという状態になってから騒ぎ出すということになっていて、本当に日常的に重要なことをそういう取り扱いにしているのかどうかというのが大きな問題だというふうに思っています。

法教育の問題もそうでした、非常に日常的に重要な問題で、しかも成果が出ていくためには長期的に努力をしていかなければいけないという問題について、やはり幅広く関心を持っていただくということが重要ですし、荻原委員がおっしゃられたような、非常に細かな点についても御指摘があるのですけれども、こういうことにしっかり取り組んでいく、また取り組んでいる人を評価するというような社会でないと、やはり長期的にはきっちりしたことはできないのではないかとこの点もありますので、非常に重要な指摘ではないかと思えます。

その意味でも、国民1人1人が自ら主権者あるいは自立した主体として自覚を持つ市民としての資質を身につけるという意味で法教育は重要ですし、それを社会として支えていくということになるかと思うのですが、そういうことのためにどのような法教育のフィールドが考えられるか、どういうことが考えられるかという点について、唐津委員の方から御意見をいただければと思います。

唐津委員 今、座長がおっしゃったように法教育というのを広く捉えると、主権意識を持った人間の育成と申しますか、そういったことになるかと思うのですが、そうするとやはり個別に何かセミナーを開いて知識をなんていう教育ではなくて、継続的にあるいは学校教育の中でもできるだけ実践的に日常生活に密着した形での教育というのが必要になるのではないかなと思っています。そういう意味では、法教育だけではなくて、一般論として、人格育成のためにどういうフィールドが本来あるのかというと、やはり家庭であり学校であり、あるいは学校を出た後は職場ということになるかと思っています。

法教育について、先ほど言いましたように主権意識を持った人物を育成するということだと、もちろん今、この研究会で議論の中心になっている学校教育、その中でベースとして申しますか、あるいはコアとして申しますか、そういうところの育成あるいは構築というのは学校教育の中でやってもらうべきことであろうと思えますけれども、それで終わりという話ではなくて、やはりそれを踏まえて社会に出てからも日々それを自己研鑽していくという意欲、あるいは自己研鑽をしていくような教育

のフィールドといえますか、そういったものも私は必要ではないかなという気がします。したがって、法教育というのは学校教育に終わるのではなくて、ホールライフ、教育といえますか、自分で研鑽していくものだと思っています。

そういう観点から、翻って自分の立場に立って見ますと、私は企業に勤めているわけですが、企業というのは従来から社員教育というのを熱心にやっているわけです。もちろん企業理念でありますとか、そういう基礎的な会社の中でのしつけという教育をやっていますし、それから私が担当してきたのは主に法務教育というのをやっています。従来の企業の中の法務教育というのは、これは十数年前ぐらいから皆さん、どこの企業でもやられてきたわけですがけれども、最初はやはり個々の取引に関わるリスクを回避するための教育というのが中心でした。例えば、契約書の作成の仕方でありますとか、債権保全の仕方あるいは債権回収といった個々のスキルを徹底的に教え込むという教育を施してきたわけです。

ところが昨今、先ほど山根委員から話がありましたが、企業不祥事が続発している。それから、消費者あるいは株主といったところの権利意識というのが非常に高まっている。あとはグローバルイゼーションという動きです。こういったいろいろな環境の変化から、企業が教える法務教育というのは単なるスキルではなくて、今、CSR、Corporate Social Responsibility という名前で行われていますけれども、単なる遵法だけではなくて企業倫理というのを確立・徹底しないと、市場から自らが作っている、あるいは提供しているサービスというのが駆逐されてしまう。こういう動きになる中で、まさに企業倫理、企業の中にいる人間として当然持つべき倫理とは何か。こういったところまで踏み込んだ教育を今、企業の中ではやっているのが現状です。

その延長線上に、この法教育というのは、これは企業の中にいる人間の倫理よりもさらに広く民主主義国家の一構成員としての一種の倫理ですよね。そういう分野まで広げていってもいいのかなという気がしております。ただ、そうは言いながら企業というのは営利法人でありますから、あまり営利につながらないような活動をするということについては非常に強い抵抗があります。したがって、そういうことを一つの例として企業でやっていくということになれば、法教育の必要性というものを、社会のコンセンサスといえますか、国の広報といえますか、先ほど荻原委員からありましたマスコミなどを使って、そういった必要性というのをもっと深く認知させるような動きというのが必要になるのかなと思います。

例えば裁判員制度が5年後にできるということになっていきますけれども、これももちろん個人の負担もさることながら、企業にとっても非常に大きな負担になるかと思えます。具体的に言いますと、非常に優秀な営業マンが裁判員になると言ってきたときに、今の段階では恐らく上司である営業部長は「行くな」と言います。ところが、やはり法教育の趣旨といえますか、こういう民主主義国家の主権意識を持った人間としては、裁判員制度ということをちゃんと利用していかないといけないという意思のもとに、例え優秀な営業マンであっても何日間か会社を離れていくのだというのが当たり前だということを、会社の中でも定着させていかなければいけないと思っています。これは1例ですが、そういうことも含めて法教育の重要性ということをもっと世論として大きく打ち出していただければ経営者や従業員が受け止めやすくなるのかなと思います。

あとは、これはどうなるか分からないのですが、法科大学院が既に発足しています。従来は、例えば企業の採用というのは大学4年生で卒業して定期採用を採る。その中からいろいろな部門に配属していくということできたわけですが、法科大学院ができますと、大学の法学部を出て、そのまま定期採用で企業に入ってくるという人間は非常に少なくなります。もちろん、企業の中の法務を担当する者が必ずしも法学部出身者であるわけではないのですが、ただ、やはり基礎的な素養や知識があった方が企業の中の法務を司るにはやはりベターだと。そういう意味でありますと、今後企業の定期採用で、そういう基礎的な法律素養を持った人間が入ってくるという事態を想定しますと、これは法曹の職域の中に企業の法務というのが入ってこざるを得ないのではないかと。そうすると、その企業法務というのが、今までは一企業の中の一つの機能であったところが、法曹資格を持った人の職域という意味でやや公的な色彩を帯びてくる。そうすると、むしろ法教育というのは企業の中などでもやり易くなっていくのかなというふうに私は思っています。

土井座長 どうもありがとうございました。

御指摘の点、非常に重要な点だろうと思えます。どうしても会社のことは会社、学校は学校、家庭は家庭という形で、全体の社会の中に部分社会といえますか、小さな社会が出たときに、それぞれのことを考えるのだけれども、よそのことはあまり関心を示さないというようなところがありました。法教育などをてこにして、それぞれ

が一つのつながりというものを持っていただいて、企業などが家庭に関心を持つ、あるいは教育にも関心を持つというふうにしていただくということが、全体社会の風通しをよくするという意味でも、個々の部分社会に属しつつも、やはり一人の人間として一生涯を遂げていくわけですので、そういうものを考えていく上でも法教育というのは重要な役割を持っているのかなという気がいたします。

最後になりましたが、本日、御都合により御欠席をされております安藤委員の方からも法教育を普及させるための基本的なスタンスあるいは具体的な手法について御意見をいただいておりますので、私の方から紹介をさせていただきます。

「基本的なスタンスとしては、法律は難しいものではなく、これを守ることによって他者との関係において生活が豊かになることをアピールした方が認知されやすいのではないかと。広報手段としては、内容的に堅くなり過ぎないものがよい（「法」という言葉自体が堅いイメージを想起させる）。具体的な手法は、次のとおりです。

第1に、これから親になる人への教育の必要性がある。「法」を前面に押し出さず、法を知っていた方が生活が豊かになることを伝える必要性がある。このため、まず「法」という堅苦しい用語ではなく、同じ意味合いの別の言葉を考える必要がある。また、日常の小さな疑問をQ & A形式の分かりやすいものにまとめ、これを子どもたちに伝えていってはどうか。

第2番目に広報手段ですが、普及媒体としては地下鉄等のフリーペーパーを利用する方法があるのではないかと。また、母親学級などで伝える方法もある（メールマガジンなども有効）。テレビなどのメディアなどを使うことも有効。内容としては、子ども番組などで「人に迷惑をかけない」ことを題材とした簡単な法律相談（『行列のできる法律相談所』形式）ができる番組作りが考えられる。」

という御意見をいただいております。

本日は、法教育を普及させるための取組みについて議論をしていただけてきたわけですが、本日出た論点あるいはそれ以外の点につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

大場参事官 今日のお話をうかがってしまして、実際に法教育に関して、学校に携わっていただく学校の先生、教員の方々の意識の問題、それだけではなくて安藤委員がおっしゃるような母親など、あるいは唐津委員のおっしゃったような企業の法務の在り

方なり，企業の人々のマインドの在り方だとか，非常にいろいろなところで法教育というのが普及していく必要というのが語られたわけですし，これはこれから，この研究会で今議論していることも踏まえて，さらにセカンドステップとでもいうのでしょうか，研究会の報告書を出して，あるいは教材例を提示する，その後の体制というのも非常に大事なのではないのかなと思っております。

今のところ，これまでもお話してきましたように，この研究会で報告書をまとめて教材例を今，まさに作っていただいているところですが，その教材例を提示する。そこで後は，学校現場の人に「ひとつ，よろしくお願いします」と一方的に投げてしまうのではなくて，その後のどれだけ普及しているかどうかとか，あるいはこちらで提示した教材例について，何か改善するところがあるだろうかとか，そういった意味での関係者による情報交換あるいはその情報交換を踏まえて方向性，法教育の在り方，方向性についての調整などが今後もさらに必要であり，この報告書を出して終わりということではないのだというふうな感じを今，一層強く思っております。

まだちょっと早いわけですが，今後の報告書が出て教材例が出た後の在り方についても，さらに法務省でも検討してまいりたいと考えているところでございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

先ほどから議論も出ていますように，教育というのは非常に時間のかかるものですし，地道にずっと育て上げて最後に大輪の花が咲くというようなものですので，継続的に取り組む体制というものを協力して築き上げることができればというふうに思っております。

最後ですが，これまで研究会におきまして，日本における法教育の在り方について様々な角度から検討してまいりましたが，論点等につきましてある程度出尽くしたかなというふうに思われる点もございますので，本日までの議論を前提にして，次回は報告書にどのような内容を盛り込んでいくかについて議論をいたしたいと思っております。その議論のたたき台として報告書に盛り込む論点を，私と事務局の方で作成して次回にお示ししたいと思っておりますが，そのような進め方でよろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは，本日は，この程度とさせていただきます。

次回は，模擬授業を踏まえた各教材例についての意見交換と報告書案についての意

見交換を行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。日程は、来月17日、金曜日、午後2時から法務省20階の法務省第一会議室での開催を予定しております。

本日は、どうもありがとうございました。

午後4時 閉会